

課税標準特例一覧表

根拠法令	適用対象資産	適用期間	特例割合	必要書類	
地方税法第 349 条の 3 第 5 項	外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(専ら遊覧の用に供するものを除く)	永年	1/2		
地方税法附則第 15 条	第 2 項 公共の危害防止のための施設・設備	汚水・廃液処理施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	1/2 ^(※1)	固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、事業届出書(写)、設置許可書(写)
		大気汚染物質抑制施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	1/2 ^(※1)	
		ごみ処理施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	1/2	
		一般廃棄物処理施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	2/3	
		産業廃棄物処理施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの) (注1):石綿及びその他これに類するもの (注2):(注1)以外	永年	1/2 ^(注1)	
		公共下水道使用者が設置した除害施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	1/3 ^(注2)	
		公共下水道使用者が設置した除害施設(H30年4月1日～H32年3月31日までに取得したもの)	永年	3/4 ^(※1)	
第 30 項	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(H30年4月1日～R4年3月31日までに取得したもの)	3年	2/3 ^(※1) 1000kw未満	固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、再生可能エネルギー事業者支援事業補助金決定通知書	
3/4 ^(※1) 1000kw以上					
	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(H30年4月1日～R4年3月31日までに取得したもの)	3年	2/3 ^(※1) 20kw以上	固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、固定価格買取制度に係る認定通知書	
3/4 ^(※1) 20kw未満					

	<p>水力・地熱・バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (H30年4月1日～R4年3月31日までに取得したもの)</p>	3年	<p>2/3^(※1) 水力:5000kw以上 地熱:1000kw未満 バイオマス:10000kw以上 20000未満</p> <p>1/2^(※1) 水力:5000kw未満 地熱:1000kw以上 バイオマス:10000kw未満</p>	<p>固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、固定価格買取制度に係る認定通知書</p>
旧第43項	<p>中小事業者等が取得した経営力向上設備 (H29年4月1日～H31年3月31日までに取得したもの) 認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備で、次の要件をすべて満たしているものが対象。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 販売開始から10年以内のもの 2. 旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの 3. 160万円以上の機械及び装置であること 	3年	1/2	<p>固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、経営力向上計画に係る認定申請書及び経営力向上計画認定書(写)、工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書)(写)等</p> <p>リース会社が申告する場合は、併せてリース契約書(写)、固定資産税軽減計算書(写)等</p>
第41項	<p>先端設備等導入計画に基づき、一定の要件を満たした新規取得設備(計画認定後～H33年3月31日までに取得したもの) ※R5.3.31まで延長予定 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者。 旧モデル比で年平均1%以上向上する設備。 【対象設備(最低取得価格/販売開始時期)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械装置(160万円以上/10年以内) 2. 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) 3. 器具備品(30万円以上/6年以内) 4. 建物附属設備(家屋と一体となって効用を果すものを除く)(60万円以上/14年以内) 5. 構築物(120万円以上/14年以 	3年	零 ^(※1)	<p>固定資産税の課税標準の特例に係る届出書、先端設備等導入計画に係る認定申請書及び先端設備等導入計画に係る認定書(写)、工業会等による先端設備等導入に係る要件を満たすことの証明書(写)等</p>

		内) 6. 事業用家屋(120万円以上/-) 取得価格の合計が300万円以上 の先端設備等とともに導入された もの			
--	--	---	--	--	--

地方自治体の条例により課税割合を定めることとされたため、(※1)については、いすみ市税条例附則第10条の2で定めた課税割合を示している。